

徳島県医師会代議員会議事運営委員会規則

(目 的)

第1条 この規則は、徳島県医師会代議員会議事規則第8条第2項の規定に基づき、代議員会議事運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(委 員)

第2条 委員会の委員は、議長及び副議長並びに次の各号に定める地区ごとにその代議員から選出された委員若干人をもって組織する。

- (1) 徳島中央地区（徳島市医師会）
- (2) 名東・名西地区（徳島西医師会、名西郡医師会、徳島大学医師会）
- (3) 徳島東部地区（鳴門市医師会、板野郡医師会）
- (4) 徳島西部地区（阿波市医師会、吉野川市医師会、美馬市医師会、三好市医師会）
- (5) 徳島南部地区（小松島市医師会、阿南市医師会、海部郡医師会）

2 前項の委員に事故があるときは、当該地区の代理者がこれに代わることができる。

(任 期)

第3条 委員の任期は、代議員の任期による。

2 前項の任期中に委員の変更により新しく委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には議長が、副委員長には副議長があたる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときにその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(任 務)

第5条 委員会は、代議員会の円滑で効率的な運営を図るため、特に地区との連携を緊密にし、選挙に関する事項以外の議事運営に関する重要な事項について、協議する。

2 委員長が必要と認めるときは、会長その他の役員及び選挙管理委員長は委員会に出席して、意見を述べることができる。

(招 集)

第6条 委員会は委員長が招集する。

(代議員会開会中の会議)

第7条 委員会は、代議員会の開会中であっても、必要に応じて、これを開くことができる。

(代議員会閉会中の会議)

第8条 委員会は、代議員会の閉会中も、なお必要に応じて、議長が会長と協議の上、これを開くことができる。

(改定)

第9条 この規則の改定は、理事会の議決をもって行う。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。